

# 沖縄県産業廃棄物税条例

- 平成 17 年 7 月 26 日に沖縄県産業廃棄物税条例が公布されました。
- 今後は、総務大臣と協議を行い、平成 18 年 4 月 1 日施行を予定しています。

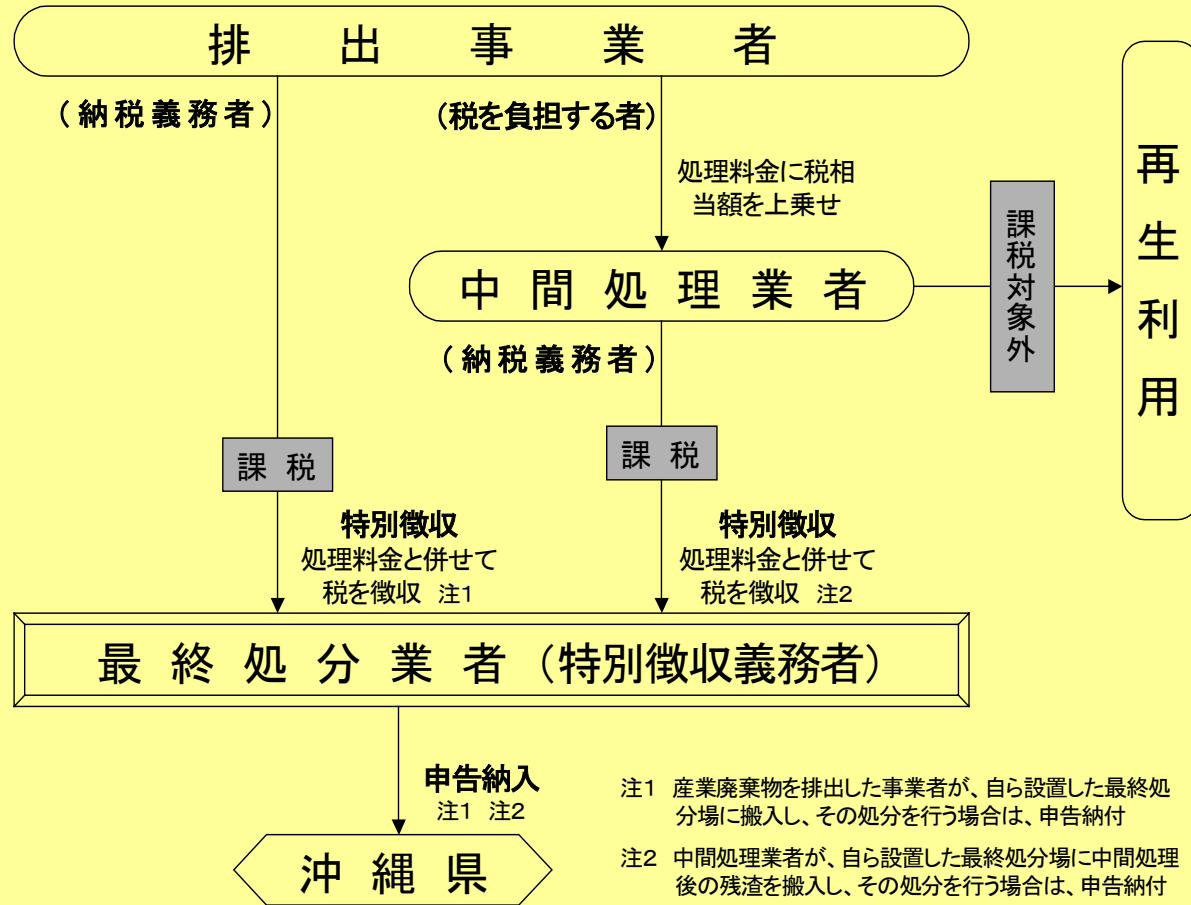
## 産業廃棄物税とは、

- 産業廃棄物の排出事業者に税を負担して頂くことで、その排出抑制及び再使用、リサイクル等の促進を図る政策税制です。
- 最終処分場への産業廃棄物の搬入の際に、最終処分業者が排出事業者より税を特別徴収し、県へ申告納入します。

※自己の所有する最終処分場への産業廃棄物の搬入の場合、排出事業者が県へ申告納付します。

- 税率は、最終処分場への産業廃棄物の搬入量 1 トン当たり 1,000 円です。
- 税収を産業廃棄物に関連する施策に充てる法定外目的税です。
- 施行後 5 年を目途に見直しを行います。

## 税制の概要



## 【沖縄県産業廃棄物税条例の仕組み】

税の種類	法定外目的税												
目的	循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制及び再使用、再生利用その他適正処理の促進を図ることを目的としております												
課税客体	産業廃棄物の最終処分場への搬入に対して課税します												
納税義務者	(1) 県内の最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者(※) (2) 自己の所有する最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者(※) ※中間処理を経て最終処分される産業廃棄物については、中間処理業者が排出事業者となります												
課税免除	最終処分業者の設置する最終処分場が所在しない離島の地域で、市町村が島内で発生する産業廃棄物の適正処理を促進するため設置する最終処分場へ、島内で発生した産業廃棄物を搬入する場合は、課税免除します												
徴収方法	(1) 最終処分業者による特別徴収 (2) 自己処理分については、排出事業者の申告納付												
課税標準	県内の最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量 ※容積で表示される場合は、種類に応じた補正係数を乗じて重量に換算します												
課税標準の特例	(1) 排出事業者が管理型最終処分場を設置し、自らその処分を行う場合は、課税標準より4分の1を控除します (2) (1)に該当し、かつ、資源循環促進法に規定する副産物（石炭灰に限る）を公有水面埋立法に基づく許可を得た地域に搬入する場合は、課税標準より2分の1を控除します												
税率	○ 1トン当たり1,000円（キロ当たり1円）となります												
税収規模	○ 約1億1千万円を見込んでおります												
申告期限	次に掲げるそれぞれの期間における産業廃棄物税を、それぞれの申告期限までに県(那覇県税事務所)へ申告し、その申告した税金を納入又は納付します												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">期間</th> <th style="width: 50%;">申告期限（納期限）</th> <th style="width: 50%;">期間</th> <th style="width: 50%;">申告期限（納期限）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月から6月</td> <td>7月末日</td> <td>10月から12月</td> <td>1月末日</td> </tr> <tr> <td>7月から9月</td> <td>10月末日</td> <td>1月から3月</td> <td>4月末日</td> </tr> </tbody> </table>	期間	申告期限（納期限）	期間	申告期限（納期限）	4月から6月	7月末日	10月から12月	1月末日	7月から9月	10月末日	1月から3月	4月末日
期間	申告期限（納期限）	期間	申告期限（納期限）										
4月から6月	7月末日	10月から12月	1月末日										
7月から9月	10月末日	1月から3月	4月末日										
徴収猶予	特別徴収義務者が最終処分に係る料金及び税の全部又は一部を納期限までに受け取ることができなかつたことにより、その納入すべき産業廃棄物税の全部又は一部を納入することができないと認められる場合、特別徴収義務者の申請により、最長2ヶ月の徴収猶予を認めます												
徴収不納額の還付又は納入義務の免除	特別徴収義務者が最終処分に係る料金及び税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認められる場合又は天災などにより徴収した税を亡失した場合に、特別徴収義務者の申請により、税が既に納入されているときには、これに相当する税額を還付し、まだ税が納入されていないときには、その納入義務を免除します												
税収用途	循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制及び再使用、再生利用その他適正処理の促進に関する以下に示す施策に要する費用に充てることとしています (1) 産業廃棄物の排出抑制、再生利用等の促進 (2) 公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備促進 (3) 産業廃棄物処理業の優良化の促進 (4) 不法投棄等の防止対策												
施行予定日	○ 平成18年4月1日施行を予定しています												
施行期間	○ 施行後、5年を目途に見直しを行います												

● お問い合わせ先

沖縄県総務部税務課 (TEL : 098-866-2101 FAX : 098-866-2709)

文化環境部環境整備課 (TEL : 098-866-2231 FAX : 098-866-2235)

● 沖縄県総務部税務課ホームページ : <http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/cateview.jsp?cateid=22>